

議案第 36 号

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 5 月 27 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

杉並区立学校設置条例（昭和 35 年杉並区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中

杉並区立大宮小学校 杉並区立新泉小学校	杉並区堀ノ内一丁目 1 2 番 1 6 号 杉並区和泉一丁目 4 4 番 2 6 号	を
杉並区立大宮小学校	杉並区堀ノ内一丁目 1 2 番 1 6 号	に、
杉並区立松ノ木小学校 杉並区立和泉小学校	杉並区松ノ木一丁目 2 番 2 6 号 杉並区和泉二丁目 1 7 番 2 1 号	を
杉並区立松ノ木小学校	杉並区松ノ木一丁目 2 番 2 6 号	に、
杉並区立永福小学校	杉並区永福二丁目 1 6 番 3 3 号	を
杉並区立永福小学校 杉並区立新泉和泉小学校	杉並区永福二丁目 1 6 番 3 3 号 杉並区和泉二丁目 1 7 番 1 4 号	に改め、同

表 2 の項中

杉並区立和泉中学校 杉並区立西宮中学校	杉並区和泉二丁目 1 7 番 1 4 号 杉並区宮前五丁目 1 番 2 5 号	を
杉並区立西宮中学校 杉並区立和泉中学校	杉並区宮前五丁目 1 番 2 5 号 杉並区和泉二丁目 1 7 番 1 4 号	に改める。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### (提案理由)

新泉小学校及び和泉小学校を廃止し、小学校1箇所を設置すること並びに和泉中学校を廃止し、中学校1箇所を設置することに伴い、その名称及び位置を定める必要がある。